



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 規則

- *57 和歌山県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則 （総務課）..... 1
- *58 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （環境生活総務課）..... 1
- *59 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 （循環型社会推進課）..... 7
- *60 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 （青少年・男女共同参画課）..... 9
- *61 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 （会計課）..... 9

規 則

和歌山県規則第57号

和歌山県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県行政不服審査法施行細則（平成28年和歌山県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義） 第2条 法、令及び条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 電子申請システム <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して申請を行わせるために県が管理する電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>（定義） 第2条 法、令及び条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 電子申請システム <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して申請を行わせるために県が管理する電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日から施行する。

和歌山県規則第58号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則（平成30年和歌山県規則第17号）の一部を次のよ

うに改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前																		
<p>目次</p> <p>第 1 章 略</p> <p>第 2 章 略</p> <p>第 1 節 認定 (第 3 条—第 11 条)</p> <p>第 2 節 設置 (第 12 条・第 13 条)</p> <p>第 3 節 維持管理 (第 14 条)</p> <p>第 4 節 廃止 (第 15 条)</p> <p>第 3 章 雑則 (第 16 条—第 21 条)</p> <p>附則</p> <p>第 2 章 略</p> <p>第 1 節 略</p> <p>第 3 条～第 9 条 略</p> <p>(心身の故障により太陽光発電事業を適正に行うことができない者)</p> <p><u>第 10 条 条例第 11 条第 2 項第 2 号の規則で定める者は、精神の機能の障害により太陽光発電事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</u></p> <p>—</p> <p>第 11 条 略</p> <p>第 2 節 略</p> <p>第 12 条・第 13 条 略</p> <p>第 3 節 略</p> <p>第 14 条 略</p> <p>第 4 節 略</p> <p>第 15 条 略</p> <p>第 3 章 略</p> <p>(認定太陽光発電事業計画の変更等)</p> <p>第 16 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第 3 条から第 11 条まで (第 7 条第 4 項第 2 号並びに第 11 条第 2 項第 3 号及び第 4 号を除く。) の規定は、条例第 18 条第 1 項の規定による変更の認定について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこれらの条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">第 3 条の見出し、同条第 2 項及び第 3 項、第 4 条の見出し及び同条第 3 項、第 5 条 (見出しを含む。)、第 6 条の見出し、同条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条の見出し</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">太陽光発電事業計画</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">変更認定太陽光発電事業計画</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第 11 条</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> </tr> </table>	第 3 条の見出し、同条第 2 項及び第 3 項、第 4 条の見出し及び同条第 3 項、第 5 条 (見出しを含む。)、第 6 条の見出し、同条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条の見出し	太陽光発電事業計画	変更認定太陽光発電事業計画	略			第 11 条	略	略				<p>目次</p> <p>第 1 章 略</p> <p>第 2 章 略</p> <p>第 1 節 認定 (第 3 条—第 10 条)</p> <p>第 2 節 設置 (第 11 条・第 12 条)</p> <p>第 3 節 維持管理 (第 13 条)</p> <p>第 4 節 廃止 (第 14 条)</p> <p>第 3 章 雑則 (第 15 条—第 20 条)</p> <p>附則</p> <p>第 2 章 略</p> <p>第 1 節 略</p> <p>第 3 条～第 9 条 略</p> <p>第 10 条 略</p> <p>第 2 節 略</p> <p>第 11 条・第 12 条 略</p> <p>第 3 節 略</p> <p>第 13 条 略</p> <p>第 4 節 略</p> <p>第 14 条 略</p> <p>第 3 章 略</p> <p>(認定太陽光発電事業計画の変更等)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第 3 条から第 10 条まで (第 7 条第 4 項第 2 号並びに第 10 条第 2 項第 3 号及び第 4 号を除く。) の規定は、条例第 18 条第 1 項の規定による変更の認定について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこれらの条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">第 3 条の見出し、同条第 2 項及び第 3 項、第 4 条の見出し及び同条第 3 項、第 5 条 (見出しを含む。)、第 6 条の見出し、同条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条の見出し</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">太陽光発電事業計画</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">変更認定太陽光発電事業計画</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第 10 条</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> </tr> </table>	第 3 条の見出し、同条第 2 項及び第 3 項、第 4 条の見出し及び同条第 3 項、第 5 条 (見出しを含む。)、第 6 条の見出し、同条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条の見出し	太陽光発電事業計画	変更認定太陽光発電事業計画	略			第 10 条	略	略
第 3 条の見出し、同条第 2 項及び第 3 項、第 4 条の見出し及び同条第 3 項、第 5 条 (見出しを含む。)、第 6 条の見出し、同条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条の見出し	太陽光発電事業計画	変更認定太陽光発電事業計画																				
略																						
第 11 条	略	略																				
第 3 条の見出し、同条第 2 項及び第 3 項、第 4 条の見出し及び同条第 3 項、第 5 条 (見出しを含む。)、第 6 条の見出し、同条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条の見出し	太陽光発電事業計画	変更認定太陽光発電事業計画																				
略																						
第 10 条	略	略																				

第11条第2項第2号

略

略

第10条第2項第2号

略

略

第17条～第21条 略

第16条～第20条 略

別記第1号様式(第6面)を次のように改める。

太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関する事項その他の事項

①太陽光発電事業の実施に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容 (事業区域内に森林がある場合は、当該森林が現に有する公益的機能からみて太陽光発電事業の実施により土砂の流出、水害等が発生することを防止するために講ずる措置の内容を含む。)	
②太陽光発電設備の構造強度を保持するために講ずる措置の内容	
③太陽光発電事業の実施に伴い生じる環境影響に対して講ずる措置の内容	
④事業区域に係る景観計画に定める良好な景観の形成のために講ずる措置の内容	
⑤太陽光発電事業の実施に際して関係法令及び関係法令に基づく命令、関係する府県の条例及び当該条例に基づく命令並びに当該事業区域を管轄する市町村の条例及び当該条例に基づく命令の規定に違反しないために講ずる措置の内容	
⑥太陽光発電事業の実施と、県が定める基本計画等その他太陽光発電事業に関する計画及び当該事業区域を管轄する市町村が定める太陽光発電事業に関する計画との整合性を確保するために講ずる措置の内容	
⑦反射光による周辺的生活環境への影響に係る説明	

別記第8号様式及び別記第9号様式中「第11条関係」を「第12条関係」に改める。

別記第10号様式中「第11条関係」を「第12条関係」に、「第11条第3項」を「第12条第3項」に、

「

事業区域の所在地	
----------	--

」を

「

事業区域の所在地	
工事完了日	年 月 日
発電期間	年 月 日から 年 月 日まで

」に

改める。

別記第11号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第14条第1項各号」を「第15条第1項各号」に改める。

別記第12号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第14条第4項」を「第15条第4項」に、

「

事業区域の所在地	
----------	--

」を

「

事業区域の所在地	
事業廃止完了日	年 月 日

」に

改める。

別記第13号様式から別記第15号様式までの規定中「第15条関係」を「第16条関係」に改める。

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式 (第17条関係)

承継届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 (〒 -)

届出者

氏 名

印

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名及び
代表者の印)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第19条第4項の規定により関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

承継の対象となる認定太陽光発電事業計画	太陽光発電事業の名称		
	太陽光発電設備の合計出力 (kW)		
	事業区域の所在地		
	発電開始の有無		<input type="checkbox"/> 発電開始前 <input type="checkbox"/> 発電開始後 (運転開始年月日: 年 月 日)
承継の内容	承継の年月日		年 月 日
	被承継者	氏名又は名称	
		住所	
承継の原因			

備考

- 1 氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあつては、その代表者) が署名することができる。
- 2 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則第7条第4項第3号に規定する書面及び承継の事実を証する書面を添付すること。

別記第17号様式中「第17条関係」を「第18条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

和歌山県規則第59号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成7年和歌山県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（一般廃棄物処理施設の設置許可に関する欠格要件に係る届出） 第10条 省令第5条の5の3及び第5条の5の3の2第2項の届出書は、一般廃棄物処理施設欠格要件該当届出書（別記第9号様式）によるものとする。	（一般廃棄物処理施設の設置許可に関する欠格要件に係る届出） 第10条 省令第5条の5の3の届出書は、一般廃棄物処理施設欠格要件該当届出書（別記第9号様式）によるものとする。

別記第2号様式及び別記第5号様式中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式 (第10条関係)

一般廃棄物処理施設欠格要件該当届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

欠格要件に該当するに至つたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至つた欠格要件 (法第7条第5項第4号ロからトまで又はハからルまで (同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。))のうち該当するに至つたもの)及び該当するに至つた具体的事由 (法第9条第6項の規定による届出をする場合に限る。)	
当該欠格要件に該当するに至つた年月日 (法第9条第6項の規定による届出をする場合に限る。)	
備考	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項の規定による届出は、欠格要件に該当するに至つた日から2週間以内に行うこと。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第7項の規定による届出は、欠格要件に該当するに至つた後、遅滞なく行うこと。

(日本産業規格 A列4番)

別記第11号様式の2、別記第12号様式及び別記第14号様式中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県規則第60号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則（昭和54年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（自動販売機等による図書等の販売等の届出） 第12条 略 2～6 略 7 条例第18条の2第2項第3号に規定する規則で定める要件は、 <u>次の各号のいずれにも該当することとする。</u> ① <u>未成年者でないこと。</u> ② <u>心身の故障により自動販売機等の管理を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。</u>	（自動販売機等による図書等の販売等の届出） 第12条 略 2～6 略 7 条例第18条の2第2項第3号に規定する規則で定める要件は、 <u>未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこととする。</u>

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

和歌山県規則第61号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1の2（第2条関係） 1 略 2 和歌山県行政不服審査法施行条例（平成27年和歌山県条例第66号）第2条第1項の規定に基づく手数料のうち電子申請（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。</u> ）による場合のもの 3 略	別表第1の2（第2条関係） 1 略 2 和歌山県行政不服審査法施行条例（平成27年和歌山県条例第66号）第2条第1項の規定に基づく手数料のうち電子申請（ <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。</u> ）による場合のもの 3 略

附 則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日から施行する。